

にらさきし こ けんり かん じょうれい しょうかい 韮崎市子どもの権利に関する条例の紹介



にらさきし こ けんり かん じょうれい 韮崎市子どもの権利に関する条例

子どもが、健やかに成長し、安心してしあわせに暮らせるように、たくさんの人に子どもの権利を知ってもらったり、まわりの大人たちの役割を決めて、子どもが困っている時に助けてくれるしくみをつくったりする必要があります。そのルールを決めたものが「韮崎市子どもの権利に関する条例」です。

条例は、みんなの意見を聴いてつくりました。

じょうれい 条例とは

まちのルールを決めたものです。

じょうれい こ ねんれい この条例の「子ども」の年齢

0歳～18歳未満が対象となります。

どのようにしてつくられたか

韮崎市で子育てを支援する仕事をしている人や、地域の代表の人、大学や中学校、保育所、幼稚園などの先生、子育てをしているお父さん、お母さんが集まって、「韮崎市子ども・子育て会議」を開いていろいろ話し合っ



てつくりました。
条例には、子どもや若者にアンケートや意見の聴き取りをして、それを参考にしています。



ていーんず
こどもまんなかTEENSカイギ

子どもの権利ってなに？

世界中のすべての子どもは、生まれながらに子どもの権利を持っています。子どもが、すこやかに自分らしく育つために必要なことです。

世界のたくさんの国が話し合って、1989年に「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」をつくり、日本も1994年に賛成しています。

「子どもの権利条約」では、子どもの権利を考えたときに一緒に考えなくてはならないことを決めており、主に次のものがあります。

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存 及び発達に 対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの 意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

《出典：日本ユニセフ協会》子どもの権利条約の考え方

「子どもの権利条約」
(児童の権利に関する条約)



《日本ユニセフ協会》

にらさきし こ けんり かん じょうれい ないよう 荳崎市子どもの権利に関する条例の内容



この条例は

日本国憲法や児童の権利に関する条約、こども基本法の精神にそって、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長していくことができるように、子どもの権利を大切に守り、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

子どもの権利の保障 ～子どもの権利を守るための役割～

【保護者（親など）はこうしましょう】

- ・子どもの声を聴いて、子どもの意見を尊重しましょう。
- ・子どもという時間を大切にしましょう。
- ・保護者（親など）が困ったときには、まわりのみんなにサポートしてもらえます。

【学校や保育所、幼稚園などはこうしましょう】

- ・子どもの声を聴いて、子どもの意見を尊重しましょう。
- ・子どもに何か心配なことがありそうなら、市などにサポートしてもらえます。

【地域の大人はこうしましょう】

- ・地域は子どもにとって大切な場所です。子どもにとって安全で安心な地域をつくり、その環境を守りましょう。

【荳崎市はこうします】

- ・子どもにとって一番良いことは何かをかんがえて、子どものためのいろいろな取り組みを保護者や学校、地域のひとと協力して行います。

【子どもはこうしましょう】

- ・子どもは、周りの人の権利も大切にして、お互いのことをかんがえましょう。

子どもの居場所づくり ～子どもにとって大切な場所～

- ・大人は、子どもが安心して過ごすことができるように、遊び、学び、休むための居場所をつくりましょう。
- ・居場所づくりを考 えるときは、子どもの意見を聴きその意見を尊 重しましょう。

子どもにやさしいまちづくりの推進



- ・子どものための取組みは、子どもが参加する機会をつくり、考 えを聴きます。
- ・韮崎市、保護者、学校や保育所、地域の人、子どもが中心となって自分たちで活動できるようにサポートしましょう。

相談体制の充実

- ・子どもが困ったときに安心して相談できる場所をつくれます。



施策の推進

- ・子どものための取組みを進めるため、みんなの意見を聴きながら計画をつくれます。

そのほかこんなことを決めています

- ・虐待やいじめ、差別をなくします。もしも傷ついた子どもがいれば、それを治したり、虐待やいじめ、差別がなくなるようにしなければなりません。
- ・子どもの権利について、たくさんの人に知ってもらい、お互いの権利を尊 重できるようにサポートします。

